

## 野田市立図書館雑誌スポンサー募集要項

(雑誌スポンサー制度の目的)

- 1 雑誌スポンサー制度は、野田市立図書館の雑誌に民間企業等の情報発信を組み込むことにより、新たな財源を確保し、雑誌コーナーの充実による図書館サービスの向上を図ることを目的とします。

(雑誌スポンサー制度の内容)

- 2 広告を掲載する民間企業等（以下「スポンサー」という。）に雑誌の購入費用を負担していただき、提供された雑誌を野田市立図書館に配架します。提供された雑誌の所有権は、野田市立図書館に帰属します。

野田市立図書館は、提供雑誌の最新号に装着したカバー表面にスポンサー名を表示し、裏面にはスポンサーの希望により広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供します。

提供された雑誌の配架位置は、野田市立図書館が決定します。

(スポンサー及び広告内容)

- 3 スポンサー及び広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとします。
  - (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (3) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - (4) 人権を侵害するおそれのあるもの
  - (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団に関するもの又はこれに類するもの
  - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの

- (8) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (9) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第3項に規定する投資信託、外国投資信託、投資法人債、外国投資債及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定するデリバティブ取引に関するもの
- (10) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

（対象とする雑誌）

- 4 スポンサーは、野田市立図書館が作成した「雑誌スポンサー対象リスト」より、提供する雑誌のタイトル及び提供館を選ぶものとします。

（スポンサーの広告の表示方法）

- 5 野田市立図書館は、提供された雑誌の最新号に装着したカバーに、スポンサー名等及び広告を表示します。

カバー表面に表示するスポンサー名等の表示の大きさは、縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色とし、貼付位置は、最新号カバー中央より下部とします。

カバー裏面に掲載する広告は、カバーに収まるサイズのものとし（雑誌の大きさによって異なります。）、スポンサーが作成した片面印刷のものを使用します。

（広告の掲載期間）

- 6 広告の掲載期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年とし、年度途中で掲載を決定した場合は、その月の翌月から当該年度の3月31日までの期間とします。なお、希望があれば、前記の期間に加え、最長2年まで1年単位で掲載できるものとします。

(スポンサーの申込方法)

- 7 スポンサーの申込みをしようとする者は、野田市立図書館雑誌スポンサー申込書(第1号様式)に必要事項を記入し、野田市立興風図書館に持参、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法により提出するものとします。

(募集時期)

- 8 スポンサーの募集は、随時とします。

(スポンサー及び掲載する広告の内容の審査)

- 9 スポンサーは、掲載する広告の内容について、事前に野田市立興風図書館と協議するものとします。

野田市立興風図書館は、広告の内容に修正又は削除が必要と認めるものがある場合は、スポンサーに指示することができるものとします。

スポンサーは、正当な理由がない場合は、野田市立興風図書館が指示する広告の内容の修正又は削除に応ずるものとします。

(覚書の締結)

- 10 スポンサーとして選定された場合は、雑誌の提供に関して野田市教育委員会と覚書(第2号様式)を締結するものとします。

(雑誌購入代金の支払方法)

- 11 スポンサーは、提供する雑誌購入代金を野田市立興風図書館が指定する期日までに、市に納入するものとします。

(1) 支払は、年度単位(年度途中で掲載を決定した場合は、その月の翌月から当該年度の3月31日まで)の一括払いとします。価格変動による追加徴収や返金は、行いません。

(2) スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、返金はせず、野田市立興風図

書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。

(広告掲載の取消し)

1 2 野田市立興風図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができるものとします。この場合において、既にお支払いいただいた雑誌購入代金は、お返ししません。

- (1) スポンサーが、3の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) スポンサーが、野田市立興風図書館の指示する広告の修正及び削除に応じないとき。

(申込先等)

1 3 申込先及び問合せ先

〒278-0035

野田市中野台168番地の1

野田市立興風図書館

電 話 04-7123-7611

FAX 04-7123-0844

